
平成28年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 7 月 会 議 会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

平成28年 7月29日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	5番 小金丸益明 7番 今西 菊乃
日程第2	審議期間の決定	1日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	議案第57号 平成28年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	財政課長説明、質疑、 委員会付託省略、討論なし、 可決
日程第5	議案第58号 芦辺小学校校舎改築工事(建築主体)請負契約の締結について	教育次長説明、質疑、 委員会付託省略、討論なし、 可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
16番 鵜瀬 和博君	

欠席議員 (1名)

15番 深見 義輝君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君
事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
企画振興部長	左野 健治君	市民部長	堀江 敬治君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	山口 信幸君
消防本部消防長	安永 雅博君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	中上 良二君	会計管理者	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。

壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

深見義輝議員から欠席の届け出があっております。

なお、深見副議長におかれましては、国境離島新法予算関係の陳情活動が急きょ入り、きのう28日から本日まで上京しております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成28年壱岐市議会定例会7月会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、小金丸益明議員、7番、今西菊乃議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

7月会議の審議期間は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、7月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成28年壱岐市議会定例会7月会議に提出され、受理した議案等は2件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出をされており、その写しをお手元に配付をしておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。去る7月21日、東京都におきまして開催された「全国離島振興市町村議会議長会平成28年度第1回総会」に出席をいたしました。

会議では、平成28年1月から6月までの会務報告がなされ、平成27年度決算報告が原案のとおり承認されたところであります。

また、離島の厳しい現状を踏まえ、平成29年度離島振興に関する要望事項が原案のとおり決定され、政府・国会に対して強く要望していく旨の報告がなされました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

今定例会7月会議において、議案等説明のため、白川市長を初め教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。本日平成28年壱岐市議会定例会7月会議に当たり、御挨拶を申し上げます。

連日猛暑が続いておりますが、議員各位市民皆様におかれましては、御健勝にてお過ごしのことと存じます。

さて、この夏の暑さを吹き飛ばすように、壱岐の子供たちが県の大会で素晴らしい活躍をいたしております。

1つ目は、全校児童数13名の三島小学校ジュニアバレーボールクラブが全国大会出場の切符

を手に入れるという快挙を成し遂げてくれたことであります。6月25日・26日に諫早市で開催されたファミリーマートカップ第36回全日本バレーボール小学生大会長崎県予選大会男女混合の部で見事優勝を果たし、8月9日から12日に東京体育館で開催される全国大会へ出場いたします。

昨年4月に長島・原島分校を大島本校に統合して新たなスタートを切った三島小学校は少ない部員数に加え、フェリーでの通学など決して恵まれた環境とは言えない状況でございますが、逆境を跳ね返す子供たちの活躍は壱岐に住む人はもちろん全国の離島に住む子供たちにも勇気を与えてくれるものと思っております。

2つ目は、6月26日に同じく諫早市で開催された第32回全国小学生陸上競技交流大会、長崎県予選に壱岐ジュニアランナーズのメンバー10名が出場し、渡良小学校の竹下紘夢君が5年男子100メートルの部で13秒43の大会新記録を樹立し、優勝。共通女子走り幅跳びの部で、盈科小学校6年生の長岡幸奈さんが4メートル25の好記録で優勝を飾りました。2人は、8月20日に神奈川県の日産スタジアムで開催される全国大会に出場いたします。

3つ目は、一昨日27日長崎県立総合体育館で開催された第41回交通安全子供自転車長崎県大会において壱岐地区の代表として出場した初山小学校の選手皆様が団体の部で見事3位という好成績をおさめました。これは、県大会に向けて壱岐地区交通安全協会並びに壱岐警察署の御指導のもと日々練習を積まれて来た成果の賜物であると思っております。

壱岐の将来を担う子供たちの健やかな成長は私の心からの願いであり、今回の県大会での輝かしい成績、そして全国大会出場という素晴らしい活躍をととてもうれしく思っております。この経験が自信へとつながり、自分自身を成長させる大きな糧となることを期待いたしております。

次に、皆様御承知のとおり、今年度は消防ポンプ操法大会の開催年であり、7月3日に開催された壱岐市大会において、小型ポンプ操法の部で郷ノ浦地区第7分団2部、これは長島でございますが、ポンプ車操法の部で芦辺地区第1分団がそれぞれ見事優勝を果たし、8月7日に開催される長崎県大会へ出場いたします。

両分団ともこれまで懸命に練習に励み、県大会へ向け万全の態勢で臨んでおります。全国大会2連覇を果たしている壱岐市消防団はこの島の誇りであり、団員の皆様を初め御家族の皆様、地域の皆様、職場の皆様に心から敬意と感謝を申し上げますとともに県大会での両分団の御健闘を心から期待しております。

次に、福島県楢葉町との防災教育経済友好交流宣言の締結に向けた取り組みについて申し上げます。

平成24・25年度の2カ年にわたり東日本大震災の普及業務支援を目的として壱岐市から福島県楢葉町へ職員を派遣したところであります。この縁を機に平成26年から交流が始まり、楢

葉町の小学生が修学旅行で壱岐を訪れ、また呼応するように、壱岐からも渡良小学校の生徒が復旧復興状況を学習するため檜葉町を訪問し、相互交流を深めてまいりました。

本年度も本市職員を1名派遣しており、また檜葉町の小学生の皆さんが修学旅行で来島予定となっております。

このように、檜葉町と壱岐市は交流を深めており、9月に開催される檜葉町避難指示解除1年及び檜葉町町政施行60周年記念式典の折に防災教育経済友好交流宣言調印式を行う方向で進めておりまして、今後さらに交流を深めてまいります。

さて、本日提出しております案件は、平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）、そして芦辺小学校校舎改築工事（建築主体）請負契約の締結案件の2件でございます。

議案第57号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）につきましては、6月22日、23日及び7月12日、13日に発生した集中豪雨災害の復旧にかかる予算が主な内容となっております。

議案第58号芦辺小学校校舎改築工事（建築主体）請負契約の締結については去る7月26日に入札を行いました。翌27日に仮契約を締結し、本日契約締結についての議案を提出しております。

なお、詳細につきましては、担当部長、課長から説明させますので、十分に御審議いただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも誠実真摯に市政運営に取り組んでまいります。

議員各位、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第4. 議案第57号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第4、議案第57号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出の議案につきましては、担当部長及び担当課長より説明をさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 中上財政課長。

〔財政課長（中上 良二君） 登壇〕

○財政課長（中上 良二君） おはようございます。

議案第57号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,424万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232億1,779万1,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

本日の提出でございます。

次に、2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。

第2表地方債補正、1、変更、災害復旧事業債は、限度額1,000万円を3,320万円に変更しておりますが。これは公共土木施設災害復旧事業、学校施設災害復旧事業にかかる2,320万円を増額したものでございます。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明をいたします。

今回の補正の主な内容は、6月22日から23日及び7月12日から13日にかけて発生した集中豪雨による災害復旧事業、また、再生可能エネルギー推進事業として、木質バイオマス資源の持続的活用についての調査等の補正を行うものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

まず、12款1項1目農林水産業費分担金、自然災害防止事業地元負担金は2カ所分の事業費800万円に対し、10%負担の80万円を計上し、また2目災害復旧費分担金は農地災害36カ所分の事業費5,094万円に対し、10%、また施設5カ所分の事業費1,080万円に対し、5%の受益者負担金として合計563万4,000円を計上しております。

次に、14款1項2目災害復旧費国庫負担金は公共土木施設災害復旧費で、河川3カ所、道路災害19カ所の災害復旧事業費5,300万円に対し、補助率80%の4,240万円を計上しております。

また、公立学校施設災害復旧費負担金は、芦辺小学校体育館裏の災害復旧事業費の工事費380万円に対し、補助率80%の304万円を計上しています。

次に、15款2項4目農林水産業費県補助金、自然災害防止事業費補助金は2カ所分の事業費

800万円に対し、補助率50%の400万円を計上し、また8目災害復旧費県補助金、農地及び農業用施設災害復旧費補助金は農地災害36カ所分の事業費5,094万円に対し、50%の2,547万円、施設5カ所分の事業費1,080万円に対し、65%の702万円、合計3,249万円を計上しております。

次に、20款4項2目雑入二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業に対する補助金977万1,000円、また二酸化炭素排出削減促進事業として442万8,000円、合計1,419万9,000円を計上しております。

これについては、いずれも事業費に対し100%の補助金となっております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

21款市債につきましては、第2表地方債補正で説明をしたとおりでございます。

次に、歳出について説明をいたします。

別紙資料の平成28年度7月補正予算案概要で説明をいたします。

資料の2ページ、3ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費電話録音機購入については、行政対象暴力等に対応するため電話録音機35台の購入分29万円を計上しております。

4款1項3目環境衛生費二酸化炭素排出削減促進事業として、二酸化炭素排出抑制のためのCM制作・放送、エコドライブ普及啓発等の事業費442万8,000円を計上しております。

5款2項2目林業振興費治山事業費は、2カ所分の測量設計業務72万円及び自然災害防止工事費800万円を計上し、また被災住居等林地災害土砂除去作業費の補助として24件の事業費に対して規定予算不足分の129万8,000円を計上しております。

6款1項2目商工振興費、再生可能エネルギー推進事業は、歳入でも申し上げましたとおり、木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入可能性等の調査977万1,000円を計上しております。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費については、農地36カ所、施設5カ所及び小規模災害復旧工事として施設26カ所、災害復旧事業補助金として農地36カ所、施設8カ所について総額8,313万7,000円を計上しています。

次に、10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、河川1カ所、道路19カ所及び小規模災害復旧工事として道路12カ所、河川1カ所について総額7,915万9,000円を計上しております。

次に、10款3項1目学校施設災害復旧費は、芦辺小学校体育館裏で発生した土砂崩れの災害

復旧事業として430万円を計上しております。

このほか、市長の冒頭の御挨拶でありました福島県楢葉町との交流にかかる旅費等を計上しております。

以上で、平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。

質疑、ありませんか。14番、牧永議員。マイクをお願いします。

○議員（14番 牧永 護君） 細部について説明を願いたいと思います。

木質バイオマスの件でございます。100%補助でございますので、調査費であり、異議はございませんけど、木質バイオマスを再資源に利用するというところでございますが、どのような資源を利用するのかということでございます。

私が調べたところによりますと、木質の量によって物すごい差が出るということで、市長はこの前道路の草切り等も含めてと言われましたけど、到底そういう草等で利用価値があるとは思えません。

私は、その木質等、草等をほかに利用する方法がないかと思っております。なぜかというとう壱岐の島は、メロンとかアスパラガスとか非常に優秀な農産物を生産しておりますけれども、有機の堆肥が非常に不足しております。2月、3月になりますと不足しております。

そういう感じで、そういうのをチップとして、畜産農家と提携して、そちらのほうに使う方法はできないかと思っております。エコの島も十分結構ですけど、有機の島壱岐として売り出す絶好のチャンスと思っております。木質バイオマスについてももう少し検討していただきたいということでよろしくお願いいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 14番、牧永議員の御質問にお答えします。

私は、1,400キロにも及ぶ壱岐市の道路の両側の木質を利用すると申し上げましたが、草を利用するとは申し上げておりません。草については、今おっしゃっているような利用方法もあるかと思っておりますけれども、今回の調査は、今それぞれの集落で高枝伐採をお願いしておりますけれども、既に高齢化等でそういったことも非常に厳しくなっているということが一つ。

それから、今まさに木質バイオマスを推進する事業がこのように10分の10の補助で行われているということもございます。

そういった中でこれを雇用の場の確保にもつなげていきたいと思っている次第であります。基本的には高枝を伐採するというところでございますけれども、私はこの件については今後議論を深

めていただきたいと思っているわけですが、例えば道路の境界と申しますか、民地と公有地の境界、私は木を1本だけは切らせていただきたいと思っておるわけです。それはどういうことかと申しますと、高枝を切っても、もちろん物すごく高いところもありますけれども、やはり大きな木を1本切らせていただきたい。そういった調査をしたいと思っております。

極端に言えば、その一つの、1本の路線でそういう御了解をいただいたところからやっていくということも考えておるわけですが、今回はその1本、例えば、道路の1本の大きな木を切らせていただく。大きい木、小さい木もありますけれども、切らせていただく。

そういった中で、実は、今回の資源量調査というのは、そのいわゆる木質の量を調査をします、そしてその量が、今、木でございまして、15年あるいは20年すれば元に戻るということでございまして、極端に言えば、その壱岐の全ての道路の木質を調査いたしまして、その量を15で除する、あるいは20年で除して、その1年間にこれだけ再生するんだよということで、その木質に合った発電所をつくりたいと思っているわけでありまして。

したがって、そういった中で、道路の高枝の環境整備にもつながりますし、将来持続可能な木質バイオマスの資源の確保につながるというようなことで、私はそこに、伐採の雇用、運搬の雇用、そして、それを原料にする。チップなり、あるいは、ちょっと名前出てきませんが、原料に加工するその雇用、電力に対する雇用、そしてこの電力を供給すれば、当然それに対して対価が払われてくる。

私は、道路の維持管理、今、高枝伐採あるいは道路整備をする中で、そういった部分については、私は当然その部分については公費を出してもいいと思っている次第でありまして、これは雇用の場の確保ということにもつなげていきたいと思っている次第であります。ですから、今回の資源の量を調査することによって、次のステップに進むということでございます。

今、全国に七十数カ所のバイオマス発電所が建設されていると聞いております。ところが、そのほとんどのバイオマス発電所が経営困難といえますか、稼働がとまっている状況にある。

なぜか。それは、その炭素量の調査をしたときに、確かに炭素量はあるんだと。しかし、搬出、間伐材とか、搬出に非常に金額がかかって、実際に搬出できない。炭素はあるんだけど搬出できない。したがって、発電所が稼働しない、そういう状況でございます。

そういった中で、炭素量は大変少のうございますけれども、壱岐の場合は道路そばの炭素を使うということで、そういった運搬に対する問題とか、伐採に関する問題とか、そういったものが他の地域と比べて格段にいい条件だということでございます。

この問題につきましては、私も一体どれだけの炭素量があるのか全く検討もつきませんが、ぜひ今回の炭素量調査によって、壱岐の炭素はどうであるのか、そして、その再生が何年でできるのか。あるいは、私は、将来的には、例えば今壱岐のそれぞれの家屋の背戸の山、裏山の

木がなかなか処分できないで困ってらっしゃる、そういったものも私は幾つかのサンプルをとって、掛け算をして、そういった中でそういった炭素量もひとつ同時に調査をしてみたいと思っている次第であります。

○議長（鵜瀬 和博君） 牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 調査ということでわかっております。

私も市長が言われるように、全国各地のデータを調べてみました。非常に木質によって炭素量が少ないとか、道路の脇の枝切りとか、シイの木ぐらいで、非常に炭素量が少なく、到底経営的に私はやれないと思っておりますけど、何かしなくてはなりません。雇用も必要でございますけど、だから、私はそういうのを、炭素量も必要ですけど、先ほど言うように、有機質が非常に不足しておりますので、そこら辺も含めて検討していただきたいということで、よろしくお願ひします。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに質疑はありませんか。4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 2款1項1目電話録音機購入に関してお尋ねをいたします。

今、いわゆる提案理由の説明があつておりますが、確かに脅迫とかこうしたもろもろの事件があつてはならないというふうに私も考えております。当然、必要かと考えておりますが、NTTさんなんか、例えば私たちが電話のことで尋ねた場合におきましては、やはり告知をいたします。お客様の通話に対しては録音をさせていただきますと。当然、行政機関というのは、住民サービスの窓口であるわけです。告知をするのか。お客様、市民の皆さんの今の発言に対しては録音させていただくと告知をするのか。

そして、捜査機関との連携を図るとしてありますが、捜査機関からの進言があつたのか、それとも市がその必要性を認めて予算を計上したのか、この2点に関して簡潔にお尋ねをいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） どなたか答弁をお願いします。久間総務課長。

○総務課長（久間 博喜君） 音嶋議員の質問にお答えをいたします。

まず現在の状況でございますけども、提案理由の中にございますように、現在参議院選挙における爆破物等の設置等の暴言、そのようなものがあつております。それとまた保育所、幼稚園等に爆破物を設置をするというようなメール送信とかもあつております。最近も小学校に対する爆破物の設置の予告もあつております。

こういうことを踏まえまして、市として電話録音機の設置をするようにしておるわけですが、現在7機、既存の設置が7台でございます。それからあと消防本部のほうは、交換機から一斉に録音できる装備ということで一式で29台分は対応可能ということでございます。

結局、警察からの要請が、進言があつたのかということでございますけども、これは警察が要請したわけではございません。市として、行政対象暴力、暴言等に対する対抗措置として録音さ

せていただきたい。そして、その録音の状況をもし必要な場合においては警察へ通報するときの証拠とする場合もございます。

ただ、全て通報するというわけではございませんで、市としての防護措置という形で備えさせていきたいと思っております。

それで、一番最初に質問いただきました、告知をするのかということでございますけれども、それはその電話でのやりとりの中の発言の内容によって録音を必要とする場合は録音をさせていただきますというような形が望ましいと思っております。

これについては、やはり市民との信頼関係ということもでございます。ですから、録音が必要な場合は録音をいたしますということを申し上げるのが前提であるとは思っています。

ただ、例外もございます。今、クレーム対応という形で頻繁に電話がかかってくる場合もございますけれども、その場合は事前にその方に常に「録音させていただきます」なりの通告をしておけば、それで可能であると思っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 今、総務課長の第1点目の話を聞いておりますと、曖昧模糊であると考えております。

私は、告知をして「録音をします」とはっきりと言え、こうしたいわゆるヘイトスピーチ、差別発言、脅迫発言とかこうしたことはできなくなるようになります。なりますよ、ちゃんと。

「お名前はどなたですか」と。NTTの電話を聞いてください。「お客様の電話は録音をさせていただきます」と、こういうふうにはっきり申し上げます。これが本当の私は行政機関として住民サービスを預かる立場としての使命であると考えますが、告知をはっきりするのかしないのか、その点に関しては、この場で、これが執行されれば、あとでどうこう言える場はございませんので、明確に答弁をいただきたい。

第2点に関しては、わかりました。

○議長（鶴瀬 和博君） 久間総務課長。

○総務課長（久間 博喜君） ただいまの音嶋議員の質問にお答えをいたします。

録音する場合、明確に「録音します」ということを言うのかということでございますけれども、先ほども申しましたように、市民との信頼関係、これは大切にしなければならないと思っております。

ただ、状況等に応じては、その予告なしに録音することもあり得るとは考えております。原則として、通常であれば、もしそういう問題的な発言があれば、「録音させていただきます」というのが本来の対応と思っております。

ただ、お名前を聞いてもお名前を言われぬ、そして一方的に暴言、そして爆破とかそういう

予告があるならば、これは録音を業務としてすべきだと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 私は今課長の言われる一面もわかるんですが、逆に告知をすることによって、こうした過激な発言、いわゆる、そしてまた差別発言、脅迫、そうしたことが未然に防止をできるんじゃないかと思うんです。

テレビをご覧の、今ケーブルテレビを見てあって、全部録音されるのかということであれば、行政の課長級以上ですから、それは皆さん方は一番行政のエキスパートでありますから、エキスパートとはなかなか言葉の一言一言を考えて発言をしなければならぬというので、コミュニケーションが非常に途絶える原因になると思います。ここは、私ははっきり告知をしてやるべきであると。私は導入することには何ら反対をするものではありません。賛成であります。

告知をするかしないかであります。お答えを願いたい。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員は全ての方の電話を録音すべきだということでしょうか。告知をすべきだということでしょうか。

私は、一般の行政に関するお問い合わせ、そういったものについては、私は録音をするというつもりじゃ全くございません。それは、やはり一般の住民の方を考えた場合、役所に電話をするということはかなり勇気を持って、私は、お電話されていると思うんです、一般住民の方は。そういった中で、全てが録音するよということになれば、私は行政に対する一般住民の方々の御意見がなかなか届きにくくなるという気がしております。

ですから、今、総務課長が申しますように、これは行政暴力だと判断したときに、その相手に「今から録音をいたします」ということを明言する、こういう態度で臨みたいと思っている次第であります。

○議長（鵜瀬 和博君） ほか、質疑ありませんか。13番、市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） この再生可能エネルギーのバイオマス……。

○議長（鵜瀬 和博君） マイクを。

○議員（13番 市山 繁君） すいません。再生可能エネルギーについては、私もいろいろ検討しておりますけれども、それは別として、下の導入予定に「対象施設エネルギー需要現状調査（芦辺町クオリティライフセンターつばさ、勝本町ふれあいセンターかざはや等）」というのがございますけれども、これは、つばさは太陽光が今30キロ設置してあったですかね。そのうち発電量とその需要状況をちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（鵜瀬 和博君） 理事者の答弁を求めます。左野企画振興部長。

○企画振興部長（左野 健治君） 御質問のつばさの発電量については現在資料を手元に用意して

おりません。申しわけございません。

今回考えておるのは、給湯施設等も可能ではないかという一つの調査もしたいというふうを考えております。

○議長（鵜瀬 和博君） 13番、市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 私は、今30キロの設置ですから、別な方向で考えてあるのだろうと私は思っておりましたので、それについてはようございます。また、後で。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに質疑はありませんか。10番、豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 今回の災害関係が6月22日、23日あるいは7月12日から13日、集中豪雨、これによる災害ですが、この災害によって現在のこの前の雨量関係によって増嵩申請の可能性はあるか、その点についてお伺いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 農林水産部長。

○農林水産部長（井戸川由明君） 豊坂議員の御質問にお答えいたします。

農地災害の今挙げております農地36カ所、そして施設の5カ所については、国の補助等がございますので増嵩申請を行います。

○議長（鵜瀬 和博君） よろしいですか。

○議員（10番 豊坂 敏文君） いや。ほかの分がありますから、まだ。

一般の災害もあると思いますが、そこら辺も。

○議長（鵜瀬 和博君） 10番、豊坂敏文議員。もう一度。

○議員（10番 豊坂 敏文君） この災害については農業関係じゃなくて一般その他の分もありますから、増嵩申請については農林だけでなく公共なり、あるいは文教の問題、学校の施設の問題もあると思いますし、増嵩の対象になるかどうか、全面的にあると思いますから、これは農林関係に限るわけではないですから、全体的に。

農林はわかりました、その他の件についてお願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 豊坂議員の御質問にお答えいたします。

今、農林水産部長が申しました増嵩申請については、これは農業施設災害しか増嵩申請という制度はございませんで、この公共土木施設災害、先ほどの学校のほうも一緒だと思いますけども、これは国庫負担をこれで80%ということで決まっておりますので、その後の増嵩申請という手続はございません。御理解をお願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） よろしいですか。

○議員（10番 豊坂 敏文君） はい。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第57号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって議案第57号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第57号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第58号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第5、議案第58号芦辺小学校校舎改築工事（建築主体）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 議案第58号芦辺小学校校舎改築工事（建築主体）請負契約の締結について御説明いたします。

芦辺小学校校舎改築工事（建築主体）請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

- 1、契約の目的、芦辺小学校校舎改築工事（建築主体）。
- 2、契約の方法、制限付き一般競争入札。
- 3、契約金額、5億2,704万円。
- 4、契約の相手方、壱岐市芦辺町芦辺浦692。株式会社吉川建設代表取締役吉川治輝。

提案理由でございますが、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。説明資料でございます。

1、工事場所、壱岐市芦辺町芦辺浦。

2、工事内容。

1) 建物本体、鉄筋コンクリート造2階建て。1階1,216平方メートル、2階1,104平方メートル。計2,320平方メートル。

2) 外部、ごみ置き場10平方メートル。倉庫20平方メートル、プロパン庫1.62平方メートル。

3、工期、契約の発効の日から平成29年3月25日まででございます。

4、入札結果及び5の予定価格につきましては記載のとおりでございます。

また、次ページには校舎の1階・2階平面図を添付いたしております。

以上で、議案第58号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。

質疑、ありませんか。4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） やっと仮契約にたどりついたかという思いであります。もっと早くすれば、せねばならなかったというのが、教育委員会の皆さん方も偽らざる気持ちであろうと思います。

何分、3月25日であります。今から工期にすると非常にこれに設備関係が入ってまいります。そして、電気関係が入って、非常に養生期間がとれるのかと。そして非常にクラッシュ状態の工期になる。クラッシュ状態ということは非常に工期が短い状態になる。

くれぐれも現場管理には十分注意をして、けががないようにしていただきたい。

そして、一つだけ詳細に答えをいただきたいのですが、最終的にいわゆる申請は事業主がいたしますよね。そして、設計の内容に関する設計図書並びに図面の修正に関しては設計事務所がいたします。今回かなり、要するに確認申請の段階におきまして修正が伴っております。

最終的には、いわゆる積算の積み上げはどこがしたのか。要するに、私は、委託、設計業者がするのが筋であると思うんですが、教育長の前からの答弁によりますと、なかなか設計委託業者と連絡がとれない、意思疎通が図れないというような認識がありましたね。その件だけをお尋ねをいたしたい。

○議長（鶴瀬 和博君） 山口教育次長。

○教育次長（山口 信幸君） ただいまの音嶋議員の質問にお答えをいたします。

各種許認可申請事務の窓口は、当然施主である壱岐市、すなわち教育委員会のほうが窓口になります。

今回の手直し等の作業につきましては、私どもから受託者のほうを通して指示、手直しの見直し等の指示をしたというふうな流れになってくるかと思えます。

○議長（鶴瀬 和博君） 4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 明確にお答えをいただきたいというのが、いわゆる委託業務を受注された業者さんが最終的に責任を負われたのかということでもあります。

○議長（鶴瀬 和博君） 山口教育次長。

○教育次長（山口 信幸君） 最終的には、受託業者である者より成果品として壱岐市の教育委員会のほうに報告を受けたということになります。

今回、受託された業者は福岡市のエムスリーでございます。このエムスリー、業者さんが最終的には設計を責任を持って積み上げたということになります。

○議長（鶴瀬 和博君） よろしいですか。

○議員（4番 音嶋 正吾君） はい。

○議長（鶴瀬 和博君） ほかに質疑ありませんか。13番、市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） エムスリーは設計だけと思ったんですが、この設計監理はどっちがやられるんですかね。

○議長（鶴瀬 和博君） 山口教育次長。

○教育次長（山口 信幸君） 芦辺小学校の校舎改築に関する設計監理というふうになります。

今後、その手続は進めさせていただきたいと思っております。（発言する者あり）工事の施工監理はまだ入札が終わっておりません。そういったことで今後手続を進めさせていただきます。

（「エムスリーじゃないっていう」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴瀬 和博君） 13番、市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 工事契約と同時に設計監理があるのかなと思っておりましてのでお尋ねしたわけですが、それでは、またその後ですかね。

○議長（鶴瀬 和博君） 山口教育次長。

○教育次長（山口 信幸君） 本日、本体工事の議決承認をいただきました後に分離発注であります電気設備等の入札を実施させていただきます。あわせて監理業務のほうの入札も実施することといたしております。

○議員（13番 市山 繁君） わかりました。

○議長（鶴瀬 和博君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第58号については会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって議案第58号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第58号芦辺小学校校舎改築工事（建築主体）請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。

7月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

○議長（鵜瀬 和博君） ここで、教育長から6月30日の本会議での音嶋議員の発言に関して発言の申し出がっておりますので、これを許します。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 議長より発言の許可をいただきました。

その前に、先ほどの芦辺小学校の建築関係につきましては、御理解いただきましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

議長の発言にありましたように、6月会議の最終日の6月30日に、呼子議員の発議第5号芦

辺小学校校舎改築工事（建築本体）入札中止の疑義に関する決議についての発議があり、音嶋議員は賛成の立場で討論に立たれました。そのときの発言の中で、音嶋議員は次のように言われております。前段は省略をさせていただき、中心部分になるところを議事録に基づいて再現いたします。

「精査した、それで済みますか。刑法にも違反していますよ。いいですか。民事訴訟法でもこっちは訴えられますよ。そうしたね、罪状を無視して断固原因を究明すべきであります」。

後段も省略いたします。

この発言の「刑法にも違反していますよ」「民事訴訟法でもこっちは訴えられますよ」の部分を重要な発言として真摯に受けとめ、私自身調べさせていただきました。

しかし、刑法のどこに違反するのか、また民事訴訟法の第何条に該当して訴えられるのか、わかりませんでした。そこで、2点について具体的に音嶋議員に御教示いただきたいと思っております。

1点目、「刑法にも違反していますよ」は刑法の第何条に違反し、何罪に当たるのか。

2点目、「民事訴訟法でもこっちは訴えられますよ」という言葉は、民事訴訟法の第何条に該当して、訴えることができるのか。

具体的に御教示をいただきたいと思っております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 今、教育長の発言の申し出に対してお答えを申し上げます。

本壱岐市議会は、呼子議員の発議に対し、私と赤木議員が賛成の立場で発議をいたしました。その折に、当議会は発議に対して、賛成3、反対11。たしか欠席が1人いらっしゃいましたので、11であろうと思っております。粛々と否決をされました。

あえてここで申し上げる必要があるのかと思っておりますが、一連の経緯で、私も話させていただきます。

今、設計の責任、申請者は当然、壱岐市長白川博一で施主ですので、確認申請は申請をされております。

そして、設計に関する責務は、要するに、受託をされた、委託をされたエムスリーさんが最後まで履行する必要があります。過去の壱岐市の入札におきましては、私も建築業者複数名にお尋ねをいたしました。と、申しましたら、一級建築士である、こういう委任状がございます。これは、建設部長あたりも御存じであろうと思っております。私は都合により一級建築士誰々に委任をするということで、委任状をあれして、最後まで確認申請の申請を受理するまで、設計士は責を負うと。

要するに、申請はあくまでも委任状をあれしております市長になるわけですね、今回の場合は。

そうした関係で、最終的に確認申請済書が受理されたのは6月の28日であります。6月の28日。

そして、この設計業務の工期は延期をされております。3月の22日と承っております。3月の22日、当初は2月29日であったのが、3月22日に工期延長をされておると思います。

そして、確認申請書の申請がなされたのが、これはあくまでも聞き取りであります。教育総務課長、西原課長が5月12日に壱岐振興局のほうへ提出をしたということであります。そうしまして、長崎県としたら、申請があった日から35日以内に回答をするようになっております。

そして、私も建築主事の方にお尋ねをいたしました。6月28日ということであれば、かなり35日以上経過をいたしておりますね。ということであれば、それは申請主の手続、その手続期間のおくれによって生じたものである。「私たちは適法に35日でカウントしたら、35日以内になりました」という見解を示されました。それ以上のことは申されませんでした。「あとは施主のほうに聞いてください」ということでありました。

ということであれば、私は、要するに、この工期が3月22日でありますので、既にそのときには完成をしておらなければなりません。完成検査、成果品として受け取っておく必要があると思うわけであります。そして、なぜ5月2日にいわゆる完成の検査の起案をされたのか、それが不思議でなりません。

完成検査を終わった。業者としたら、すぐ完成払い、請求書を提出するのが筋であります。壱岐市財務規則の中に「40日以内に支払いをする」となっております。最終的な支払いは3月22日からしても、3月いっぱいに出しても、5月30日というのは支払いの上では遅延になろうと私は思っております。

壱岐市の財務規則によりますと、支払いの基準としては財務規則53条、支払命令書は54条、支払命令書の区分は55条、支払命令書の審査は56条、支払方法は57条というふうになっております。

しかるに、私がここであえて申し上げるとするならば、教育長が刑法の何に当たるのかということですが、私は今知る限りに、認識した今の一連の経緯を申しましたら、刑法156条虚偽公文書作成に当たると私は考えております。私は、考えております。

そして、民事訴訟法上でいきましたら、私は、逆に、損害、遅延利息を年1.2%ですかね。年率。待ってくださいよ。年率に換算しまして遅延利息が、要するに3月22日から、工期の日から最終的に受理されたのが、6月の28日まででありますので、その間に発生するものと私は考えて討論をいたした次第であります。

以上です。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 私がお尋ねをいたしました刑法という言葉をお使いになったということは、これは法律でございます。規則と法律とは数段にその中身は違うということを議員御自身もおわかりだと思いますが、そうしますと「刑法に違反していますよ」という相手方は誰を指して、このときの御発言だったのか、もう一度明確にしてください。「民事訴訟法でも訴えられますよ」という相手方というのは誰だったのか、そこを明確にお願いします。

○議長（鶴瀬 和博君） 4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 要するに、刑法は市側であります。事務を、要するに、履行されておらないということであります。

片や、遅延をされていたのは委託側であります。委託された設計業者であります。

以上であります。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 今の言葉に間違いはありませんね。刑法に違反している対象は壱岐市側だと明確に今おっしゃったわけですよ。刑法ですよ。規則違反ではありませんよ。

議場で御発言をなさるんですから、それだけの責任と見解は持ってされてるはずだろうと思いますが、いま一度確かめます。言葉の修正はありませんか。

○議長（鶴瀬 和博君） 4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 討論のとき申し上げたものでございますから、武士に二言はございません。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 確認をいたします。

刑法165条に関して壱岐市側が違反をしていると、そう明確におっしゃったことになりましたね。私ども顧問弁護士にこのことをしっかりとお尋ねをしながら、その立証に努めてみたいと思います。

あわせて、民事訴訟法については、業者側だということで理解してよろしいですか。

○議長（鶴瀬 和博君） 4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 私は討論で言ったことに間違いはない。その前に、あなたたちはこれだけ遅延をしたことに対し、何ら責任をとろうとしないじゃないですか。何ですか。高値の入札。今まで何の責任をとりましたか。責任の所在も明確にしないで。

私はそのように考えます。私は武士に二言はないと。討論で申し上げたとおりである。

○議長（鶴瀬 和博君） 先ほどの教育長の発言の中に、音嶋議員は刑法の156条でしたよね。65じゃなかった。（「156」と呼ぶ者あり）156条ですね。その部分については、教育長に御確認をお願いしたいと思います。久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 先ほどの聞き取りが、私のほうが間違っておりました。

刑法については、156条ということで、音嶋議員のほうで御発言をされたということで受けとめて対応したいと思います。議員諸氏もお考えになっておわかりだと思いますが、刑法に触れるということは、これはよほどのことになります。

私も正直70年生きてきましたが、これまで刑法に触れる形の言葉、行い等は正直したことがありませんので、市側が刑法に触れるとこう断言されることについては、大変気持ちを悪くしているといいますか、疑いの気持ちさえむしろ持っております。そのような形でこの議場の中で御発言をなさる音嶋議員のそういう言葉は、やはりケーブルテレビやFM放送で今聞かれている市民の方たちに対しても、もう少し慎重になっていただきたいという気持ちを持ちます。

今後、この議場の中で音嶋議員が発言されることについては、私は少なくとも疑問を持ちながら聞くという形になります。

発言を終わります。

○議長（鶴瀬 和博君） ぜひ、今、顧問弁護士に教育長のほうから相談をしたいということで言われましたので、詳細がわかりましたら、ぜひ議会のほうにも御報告をいただきたいということをお願い申し上げます。

これをもちまして、平成28年……。

町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 別に私は教育長を擁護する立場でも何でもなし、発言ではかなり教育委員会に対しては責任の所在も今回については明確にしなければいかんというふうに、委員長の報告でも出ております。

ただし、刑法に触れるような、虚偽公文書作成があったということを、これ委員会でも審査の過程で、虚偽公文書の作成がもしあった事案を私たち議会がこれをもし見過ごしとることになったら、これは議会の責任も同時に追及されることになるんです。

もちろん所管の委員会もそうだし、ひいては議員諸氏も虚偽公文書作成されとるような、そういった書類をもとに審査をしたとかとか、議案を通過させたとかということになったら、これは重大な案件であります。

今、議長が申しあげましたように、ぜひ早急に顧問弁護士と相談されて、しかるべき対応を議会のほうに報告していただきたい。これは、私のほうからも強く申し上げておきたいと思います。

議員の一人として、本当に、もしこれで刑法156条に違反しとるような公文書がもしあるのであれば、議員の一人として本当に情けないと思います。

以上もあわせて、議長のほうによろしくこの処置をお願いしたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） はい。

十分、教育委員会としても調査をされまして、議会のほうに早急に報告をいただきます。その内容によっては、議会も早急に新たな対応をしていきたいと思っておりますので、皆様方御協力よろしく申し上げます。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもちまして、平成28年壱岐市議会定例会7月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鶴瀬 和博

署名議員 小金丸益明

署名議員 今西 菊乃